

## NOSA I 獣医インターンシップ事業実施要領

### 1 目的

宮崎県農業共済組合は獣医師採用を円滑に行うため、獣医系大学の学生を対象とした産業動物臨床実習についてこれを積極的に受け入れ、診療業務並びに生産獣医療業務への理解醸成に努めるものとする。

### 2 実習対象者

大学の獣医学部（学科）に在籍する4年生以上の学生で、主任教官の推薦するものとする。

### 3 実習内容

家畜診療業務並びに生産獣医療業務等について体験させる。

### 4 実習時期及び期間

実習時期は申し込みのあった随時とし、期間は原則として5日間とする。但し、学生の希望により4日以内の短期実習も受入可とする。

### 5 本組合は、次の手続きにより実習希望学生を受け入れる。

- (1) 実習を希望する学生は、「実習申込書」（様式1）並びに指導教官の「推薦書」（様式2）及び「誓約書」（様式3）を本組合に提出する。
- (2) 本組合は（1）により実習受入の可否を決定し、「承諾書」（様式4）で当該学生に通知する。

### 6 実習に要する経費

- (1) 実習に要する旅費並びに宿泊費については、その一部を別に定める獣医師確保対策事業助成金交付要領により助成する。
- (2) 上記（1）によらない実習については、全額を実習生の負担とする。

### 7 傷害保険の加入

実習中の不慮の事故に備え、本組合は実習生に期間中の傷害保険に加入させることとし、掛金は実習生の負担とする。ただし、すでに学生傷害保険等に加入している場合はこの限りではない。

### 8 実習期間中の事故

実習期間中の自動車事故、その他の不慮の事故については、本組合はその発生防止に努めるものとするが、万一事故が発生した場合はその責を負わないものとする。

## 9 レポートの提出

実習生は、実習終了後、本組合宛てに実習レポートを提出するものとする。

## 10 実習生の遵守すべき事項

- (1) 実習生が故意又は重大な過失により、施設、器具等を破損した場合は、実習生本人が弁済の責を負うものとする。
- (2) 実習生は、指導獣医師等の指示に従い規律ある行動をとるものとし、それが乱れる時は、実習を中止させることもある。

この実施要領は令和2年4月1日より適用する。